

建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

平成27年7月

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 条例名称

建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成27年千葉県条例第51号）
平成27年7月10日公布

2 改正理由

平成26年6月4日に公布された「建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）」による建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正により、耐火建築物等の基準の見直しが行われたことから、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

3 改正内容

法第27条第1項において、耐火建築物又は準耐火建築物に準ずる性能を有する建築物（「特定避難時間倒壊等防止建築物」及び「耐火構造建築物」）が新たに規定されたことから、その性能に応じて耐火建築物又は準耐火建築物と同等の取扱いが可能となるよう関係規定を改正します。

（条例第22条の2、第34条、第35条及び第41条関係）

また、準耐火構造の技術的基準を定める同法施行令の規定の移動に伴い、当該規定を引用する規定を改正します。

（条例第15条、第22条、第22条の2、第24条、第38条、第40条及び第42条関係）

4 施行期日

平成27年8月1日から施行します。

※ 意見募集の結果

条例の改正にあたり、平成27年4月14日から平成27年5月8日まで意見公募を行ったところ、意見はありませんでした。